

新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ

(3月31日現在)
※最新情報は市HPをご覧ください。



▲市HP

ワクチン接種の予約を受け付けています



	1・2回目接種		3回目接種
対象年齢	5～11歳の人	12歳以上の人	12歳以上の人※
接種会場	医療機関か集団接種	医療機関	医療機関か集団接種
市HP (接種会場など)			

※12～17歳はファイザー社製ワクチンのみ対象です。



※市HPをご覧になれない場合は、尾道市コールセンターにご相談ください。

尾道市に転入後 接種券が必要な人は 発行申請を

尾道市に転入した人で、ワクチン接種を希望される場合は、尾道市発行の接種券が必要です。発行申請をしてください。

- ① 1回目か2回目の接種を希望する満5歳以上の人
 - ② 3回目の接種を希望する人(他自治体で2回接種後に転入し、2回目接種日から6カ月経過した12歳以上の人)
- ※海外で接種後に尾道市に転入した人は健康推進課にお問い合わせください。

③【郵送】〒722-0017 門田町22-5 健康推進課 転入担当宛て
【窓口】健康推進課、因島総合支所市民生活課、御調・向島・浦崎・瀬戸田・百島の各支所、市役所本庁・因島総合支所に特設の「コロナワクチン接種相談窓口」(申請書は各窓口を設置、HP掲載)

健康推進課(☎0848-24-1961)



▲転入1・2回目接種



▲転入3回目接種

ワクチンの正しい情報を知りましょう

SNSやメディアでは、新型コロナワクチンに関してさまざまな情報が溢れています。特にSNSでは、発信者が不明、科学的根拠や信頼のおける情報源に基づいていないなど、不正確な情報があり注意が必要です。例えば、ワクチンを受けた後に起きた好ましくない出来事を、因果関係が分からないにも関わらず、あたかもワクチンが原因であるような書き方をしている情報もあります。

ワクチンの情報に関しては、複数の専門家のチェックを受け、科学的根拠に基づいた情報発信をしている公的機関や団体などから情報を得ることをおすすめします。

ワクチン未接種者への差別は禁止です

新型コロナワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける人の同意がある場合に限り接種が行われます。職場や学校などで周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いやいじめをしたりすることがないようにお願いします。

事業主や管理者の人におかれては、接種には本人の同意が必要であることや、医学的な理由により接種を受けられない人もいることを念頭に置いて、細やかな配慮を行うようお願いします。

※詳細は市HPをご覧ください。
☎人権男女共同参画課(☎0848-37-2631)



▲市HP

お問い合わせ先

接種の予約・ワクチンについて一般的なことなど

尾道市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎0570-001-297/土・日・祝日を含む 8:30～17:15
副反応やワクチンについて専門的なことや一般的なことなど

広島県 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎082-513-2847/土・日・祝日を含む 24時間対応

※聴覚障害等で電話やWEBでの相談、予約が難しい人は尾道市健康推進課までFAXにてご相談ください。
(FAX 0848-24-1966)

補助金情報

くらし

子育て世帯等住宅取得 支援事業補助金

子育て世帯や新婚世帯に対し、中古住宅の購入費用または購入等により取得した中古住宅の改修費用の一部を補助します。

- ① 子育て世帯 中学生以下の子を扶養する世帯
- ② 新婚世帯 申請日の時点で婚姻日から3年以内の夫婦か婚姻予定で、どちらも満40歳未満の世帯
- ③ 移住希望者 市内に定住するため転入する子育て世帯か新婚世帯で、転入日以前の3年間において本市に住んでいないこと

対象物件 次の全てに該当するもの

- ・一戸建ての中古住宅で、延べ面積が75㎡以上のもの
- ・3カ月以上居住されていないもの
- ・新耐震基準相当の耐震性を有するもの
- ・土砂災害特別警戒区域内に所在しないもの

補助内容 ①②対象経費の2分の1(上限30万円)
③対象経費の2分の1(上限50万円)

※①②③とも、親世帯と同居・近居で10万円加算。
※住宅購入・改修前の申請が必要です。
※その他条件があります。詳しくは市HPをご覧ください。
※この補助金と併用することで、(独)住宅金融支援機構【フラット35】の借入期間が当初より10年間、借入金利より年0.25%引き下げとなります。

☎まちづくり推進課(☎0848-38-9347)

鳥獣防護さく等設置事業補助金

有害鳥獣による農作物被害や、イノシシ等の市街地出没による人身被害を防ぐため、防護さく等の購入を助成します。(それぞれ1年度1回まで)

【農林業者対象】
対象種目 防護さく(トタン・溶接金網)、電気さく、防鳥ネット、捕獲わな(箱わな)※工事費は除く。

☎市内に農林地を有する農林業者
補助額 農林業者(個人):対象経費の3分の1か、30,000円のどちらか低い額
法人か、2戸以上の農林業者(隣接する2筆以上の農地を囲む場合):
対象経費の2分の1か、70,000円のどちらか低い額

【非農林業者対象】
対象種目 防護さく(溶接金網)

☎町内会等非農林業者で組織する団体で、次の全てを満たすもの
①人その他財産被害を受けている10戸以上の者で構成していること

②団体等の代表者が広島県主催の集落リーダー研修会を受講(予定含む)するか、団体等の主催で市の出前講座開催により有害鳥獣対策を学習すること

③防護さくの継続的管理ができること
補助額 対象経費相当額 上限額10万円
※詳しくは、お問い合わせください。

☎農林水産課(☎0848-38-9473)
御調支所まおこし課(☎0848-76-2922)
向島支所まおこし課(☎0848-44-0112)
因島総合支所まおこし課(☎0845-26-6212)
瀬戸田支所まおこし課(☎0845-27-2212)

公共下水道接続推進事業補助金

対象の地域内で、供用開始後3年以内に行う公共下水道接続工事に対し、設置費用の一部を補助します。

対象地域 東御所町、西御所町、土堂一・二丁目、十四日元町、久保一・二・三丁目、尾崎本町、新高山一・二・三丁目、天満町、桜町、門田町、平原一・二・三・四丁目、山波町、東尾道、高須町、栗原西一丁目、御調町

※対象地域内でも、未供用部分や整備区域外となっている場合があります。

※接続工事やその見積りは、必ず尾道市公共下水道排水設備指定工事店に依頼してください。

排水設備工事の完了時	限度額
供用開始日から1年以内に工事(先行接続工事を含む)を完了したとき	100,000円
供用開始日から1年経過後2年以内に工事を完了したとき	65,000円
供用開始日から2年経過後3年以内に工事を完了したとき	50,000円
生活扶助世帯	255,000円
くみ取り便所を供用開始日から3年以内に工事を完了したとき(上記の各補助額に上乘せ)	100,000円

※次の事項に該当する場合は、補助金交付の対象外です。

- ・市税や市の各種徴収金等を滞納している場合
- ・当該工事が、排水設備等の計画の確認を受けていない場合
- ・事業計画区域外から公共下水道に接続しようとする場合
- ・公共下水道に接続している既設の排水設備の改築と増築工事を施工する場合

☎上下水道局経営総務課(☎0848-29-3411)